

企業立地優遇制度のご案内



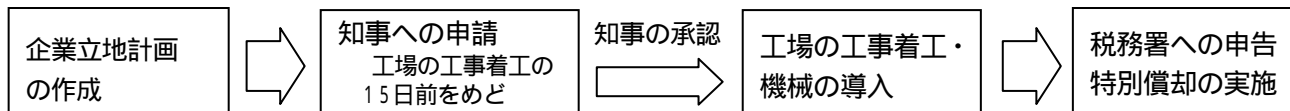
愛知県では、各種の優遇制度をご用意し、事業者の方に対する支援体制を整えています。

1 企業立地促進法による支援措置

事業者の方が企業立地促進法による支援措置のうち、企業立地促進法税制の適用及び中小企業信用保険の特例措置に係る保証を受けるには、工場の新増設に係る内容をまとめた企業立地計画を作成し、着工前にその計画について知事の承認を得ることが必要です。

正式名称：企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律

(1) 手続きの流れ



(2) 企業立地促進法税制

対象事業者	工場を新増設し、新たに機械を取得する製造業者の方	
税制の内容	特別償却（償却率 建物：8%、機械：15%） 対象設備について、事業の用に供した最初の事業年度のみ、普通償却限度額に加算して特別償却できます。	
対象地域・業種	国が政令で定める業種のうち、県内4つの地域ごとに指定した業種。 <地域別の指定業種一覧>	
	西尾張地域	一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、飛島村
	東尾張地域	名古屋市、瀬戸市、半田市、春日井市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、東郷町、長久手町、豊山町、春日町、大口町、扶桑町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
	西三河地域	岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、三好町
	東三河地域	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村、小坂井町
	繊維、電気・電子機器、輸送機械、物流	機械、輸送機械、健康長寿、新エネルギー、物流
	輸送機械、機械、電気・電子機器	輸送機械、機械、健康長寿、農工連携
	(注1) 物流関連産業は、企業立地促進法税制の対象になりません。 (注2) 上記4地域のなかでも企業立地促進法税制が適用されない区域があるため、詳しくはお問い合わせください。	
設備要件	企業立地計画にしたがって建物及び機械の双方を取得すること。 建物については、取得価額の合計額が5億円以上であること。 機械については、1台の取得価格額が1千万円以上で、かつ、取得価額の合計額が3億円以上であること。 事業の高度化に資する設備で、下記のいずれかに該当すること。 ・ 新製品・新商品の開発または製造のための設備 ・ 生産性を向上させる設備	

(3) 企業立地促進法によるその他の支援措置

ア 工場立地法による緑地面積規制の緩和

製造業、電気・ガス・熱供給業を対象とする工場立地法では工場敷地における緑地面積率(20%)等を定めていますが、予め指定された地区について、市町村の条例によりこの率が緩和されます。詳しくは、お問い合わせください。

イ 中小企業信用保険の特例措置に係る保証

中小企業者の方が企業立地計画等について知事の承認を受けた場合には、中小企業信用保険の特例措置に係る保証(地域産業集積関連保証)が受けられます。詳しくは、愛知県信用保証協会(電話052-454-0510)にお問い合わせください。

2 愛知県独自の優遇制度

(1) 高度先端産業立地促進補助金

高度かつ先端的な技術を利用する製品製造を行う工場等を新設される場合について、補助金を交付します。

対象分野	健康長寿、環境・エネルギー、航空宇宙、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー及びITの6分野		
要件	区分	固定資産取得費用(土地を除く)	新規雇用者数
	先端工場(中小企業)	10億円以上	5人以上
	大型先端工場	50億円以上	20人以上
	研究所	5億円以上	なし
補助対象経費	固定資産取得費用(土地を除く)		
補助率	先端工場(中小企業)	補助対象経費の10%(工場の建物を賃借する場合は5%)、または市町村が企業に補助する額の1/2(工場の建物を賃借する場合は、市町村が企業に交付する補助金の額の1/4)のいずれか低い額以内	
	大型先端工場	補助対象経費の10%(工場の建物を賃借する場合は5%)以内	
	研究所	補助対象経費の20%(研究所の建物を賃借する場合は10%)以内	
補助額・補助方法	先端工場(中小企業)	最大5億円(市町村と合わせて最大10億円)、市町村を通じての間接補助	
	大型先端工場	最大10億円、企業への直接補助	
	研究所		

この補助金は平成20年4月から内容を変更する予定です。

(2) 産業立地促進税制(不動産取得税の軽減)

新たに土地を取得(または賃借)して事業の用に供するための家屋を新築した場合、土地や家屋にかかる不動産取得税を軽減します。

対象区域	知事が指定した区域(67区域:平成20年1月末現在)	
対象期間	平成22年3月31日まで	
対象不動産	家屋	事業(対象区域ごとに知事が指定)の用に供するために、対象期間中に新たに取得または賃借した土地の上に新築された家屋 ただし、新築の日が対象期間後であっても、土地の取得から3年以内ならば対象
	土地	対象期間中に取得し、その取得の日から3年以内に対象家屋を取得した場合における対象家屋の敷地となる土地
要件	当該家屋等が、次のいずれにも該当すること 設備投資額が1億円以上 常時雇用する労働者が5人以上	
軽減額	中小企業者	不動産取得税額の4分の3に相当する額
	その他(大企業等)	不動産取得税額の4分の2に相当する額

(3) 企業立地促進資金貸付制度

中小企業の方を対象に、工場等の立地に必要な設備資金を有利な条件で貸し付けます。

融資対象	県内の「工場適地等」に工場等を立地しようとする製造業、物流業(平成20年4月1日から)、印刷業(新聞・出版業を除く)、ソフトウェア業または情報処理サービス業を営む中小企業の方 「工場適地等」とは次のような場所を言います。 工場立地法に基づく工場適地 都市計画法に基づく工業専用地域、工業地域、準工業地域 県企業庁または県内市町村が造成した工業用地 工場跡地 その他、知事が工場適地等として証明したもの
融資限度額	平成22年3月31日までは10億円(通常2億円)
資金使途	新たに工場等の立地に必要な設備資金(ただし、土地購入費及び建物購入・建設費に限る。)
期間及び利率	変動がありますので、下記までお問い合わせください。
その他	融資申込に先立って、立地予定地が工場適地等である旨の証明を受けることが必要です。

問合せ先 愛知県産業労働部産業立地通商課 立地推進グループ

電話:052-954-6372 FAX:052-961-7693 E-mail:ricchitsusho@pref.aichi.lg.jp